

健康情報拠点薬局(仮称)の定義 について

厚生労働省医薬食品局総務課

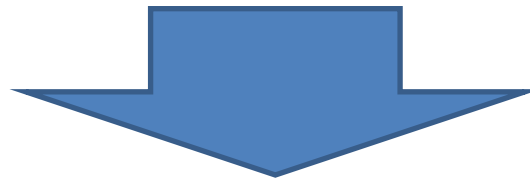
健康情報拠点薬局(仮称)の定義に関する論点

(1) かかりつけ薬局と健康情報拠点薬局はどのような関係か。

薬局が服用薬など患者情報の一元管理や在宅での服薬管理・指導などの機能を果たすことが医薬分業の目指す姿であり、今後、患者本位の医薬分業の実現に向けて、すべての薬局が「かかりつけ薬局」としての機能を持つよう取り組んでいく。

※ 5月26日の経済財政諮問会議において、塩崎厚生労働大臣から、「医薬分業の原点に立ち返り、『患者のための薬局ビジョン』を策定する」旨を表明。(本資料2、3ページ参照)

ビジョンにおいて、「かかりつけ薬局」の機能を明確化し、将来に向けた薬局の姿を示す。



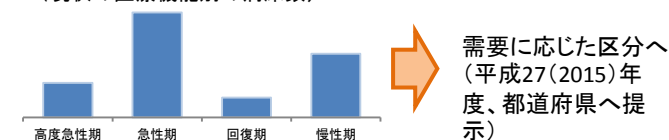
- 健康情報拠点薬局は、かかりつけ薬局としての基本的な機能を備えた上で、特に、優れた健康サポート機能を有する薬局を指すと考えるべきではないか。

提供体制改革への取り組みの加速化・進化

① 質が高く、効率的な医療提供体制⇒地域差の縮小

- ・都道府県が提供体制と保険制度の両面から責任を果たす体制の確立
[今年度法改正(予定)、平成30(2018)年度施行]
- ・地域医療構想の策定支援、医療費適正化計画の**前倒し・加速化**
適正化指標の精緻化・「見える化」手法による地域差縮小 など
[平成30(2018)年度改定⇒前倒し]
- ・医療費適正化に取り組む市町村の支援
[保険者努力支援制度(平成30(2018)年度～)の趣旨を現行補助制度に**前倒しで反映**]

【病床機能の再編、地域差の縮小】
(現状の医療機能別の病床数)



療養病床の入院受療率の地域差を縮小するよう地域が一定の幅の中で目標を設定



② プライマリケアの強化

- ・「**患者のための薬局ビジョン**」の策定**[年内公表予定]**
薬剤師がチームの一員として参画することを促進し、地域包括ケアを進化させる。
- ・かかりつけ医の普及
[平成26(2014)年度診療報酬改定で初めて評価・平成28(2016)年度改定で更なる評価を検討、先行事例を収集・横展開]

患者のための薬局ビジョン

- ～「**門前**」から「**かかりつけ**」、そして「**地域**」へ～
- 医薬分業の原点に立ち返り、57,000の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編
- ・「立地から機能へ」 : 24時間対応、在宅対応
 - ・「薬中心から患者中心へ」 : 服薬指導、処方提案
 - ・「バラバラから一つへ」 : 情報の一元的管理、
残薬解消、重複投薬防止

③ 質が高く、効率的な介護サービス提供体制⇒適正な給付

- ・介護保険事業計画に基づく自治体のPDCAの取組を支援
[第6期計画:平成27(2015)年度～、第7期計画:平成30(2018)年度～]
- ・適切なケアマネジメントの推進、保険者ごとの給付分析等を通じた給付の適正化

○地域包括ケアシステムとは・・・

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいう。

④ 情報連携のためのICT基盤の構築

- ①平成30(2018)年度までに医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開
- ②平成32(2020)年度までに医療現場のデジタル化として400床以上の一般病院の90%が電子カルテを導入

⑤ 医療介護人材の確保・養成

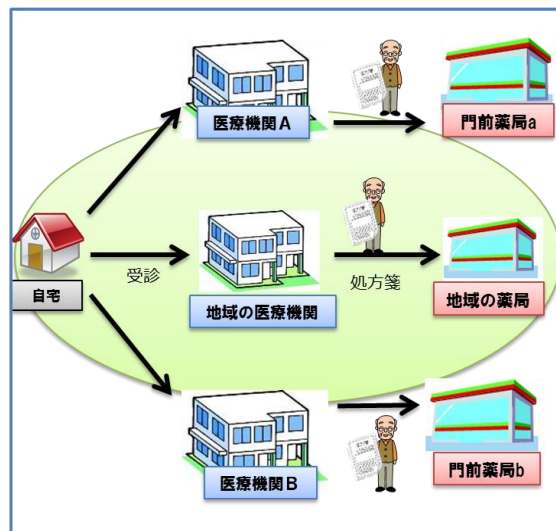
- ・地域医療支援センターの機能充実に向けた支援
- ・ナースセンターによる看護職員の復職支援強化(本年10月施行)
- ・介護人材を質・量の両面から確保するため、「参入の促進」「労働環境の改善」「資質の向上」を推進

インフラ整備

医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

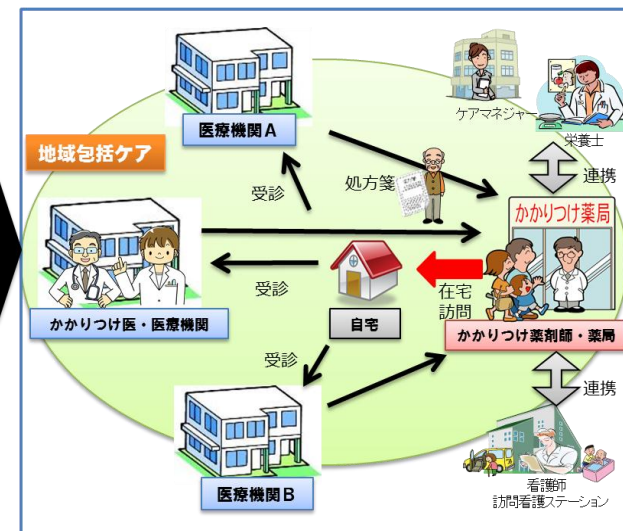
- 地域包括ケアのチームの一員として、薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的・継続的な薬学的管理を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後

患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



◎患者がかかりつけ薬局のメリットを実感できるような調剤報酬

➤ 患者にとってメリットが実感できるかかりつけ薬局を増やし、いわゆる門前薬局からの移行を推進するため、調剤報酬の例えば以下のような評価等の在り方について検討する。

- ① 在宅での服薬管理・指導や24時間対応など、**地域のチーム医療の一員として活躍する薬剤師への評価**
- ② **かかりつけ医と連携した服薬管理**に対する評価
- ③ **処方薬の一元的・継続的管理**に対する評価
- ④ **薬剤師の専門性を生かした後発医薬品の使用促進**に対する評価
- ⑤ **いわゆる門前薬局に対する評価の見直し** など

→ **調剤報酬を抜本的に見直す**こととし、次期改定以降、累次に亘る改定で対応するよう、今後、中央社会保険医療協議会で具体的に検討。

かかりつけ薬局と健康情報拠点薬局の関係(イメージ)

健康情報拠点薬局＝かかりつけ薬局としての機能＋優れた健康サポート機能

健康サポート機能

健康情報
拠点薬局

☆ 国民の**病気の予防**や**健康づくりに貢献**

- ・OTC医薬品、衛生材料の提供
- ・健康相談応需、受診勧奨 等

高度薬学管理機能

☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応

- ・抗がん剤、免疫抑制剤などの選択・投与量の調整支援 等

かかりつけ薬局

患者情報の一元管理

☆ 副作用や効果の確認による**安全性・有効性の確保**

☆ 重複投薬、飲み合わせ、残薬の確認

- ・患者からの相談応需
- ・服用歴等(治療歴、生活習慣や背景情報等)の**患者情報を一元的に管理**

24時間対応・在宅対応

☆ **休日・夜間、在宅医療ニーズ**の増加への対応

- ・**24時間**の対応
- ・**在宅患者**への薬学的管理・服薬指導

※ 地域の薬局で連携して対応することも可

医療機関との連携

疑義照会

処方提案

副作用・服薬状況
のフィードバック

受診勧奨

その他関係機関

健康情報拠点薬局(仮称)の定義に関する論点

(2) 薬局は、「健康サポート機能」として、どのような役割を担うべきか。

地域包括ケアの中で、病気の予防や健康づくりに貢献する薬局として機能するためには、以下のような役割が求められるのではないか。

- 薬剤師は、医薬品に関する専門家であるため、健康サポート機能の観点からは、OTC医薬品や健康食品の選択(受診勧奨を含む。)とその適正使用に関する助言が基本的な役割に位置づけられるのではないか。
- また、薬局は、病気でない人も含めて地域住民が気軽に立ち寄ることができるファーストアクセスの場であるという特性を活かし、地域住民やその家族から、健康に関する相談を幅広く受け付け、医薬品に付随する内容について自ら対応した上で、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介する役割を担えるのではないか。

※ 健康情報拠点薬局の「拠点」とは、ファーストアクセスの場というイメージで用いていたが、全ての対応の中心という印象を与える可能性もあるため、今後のふさわしい名称を検討。

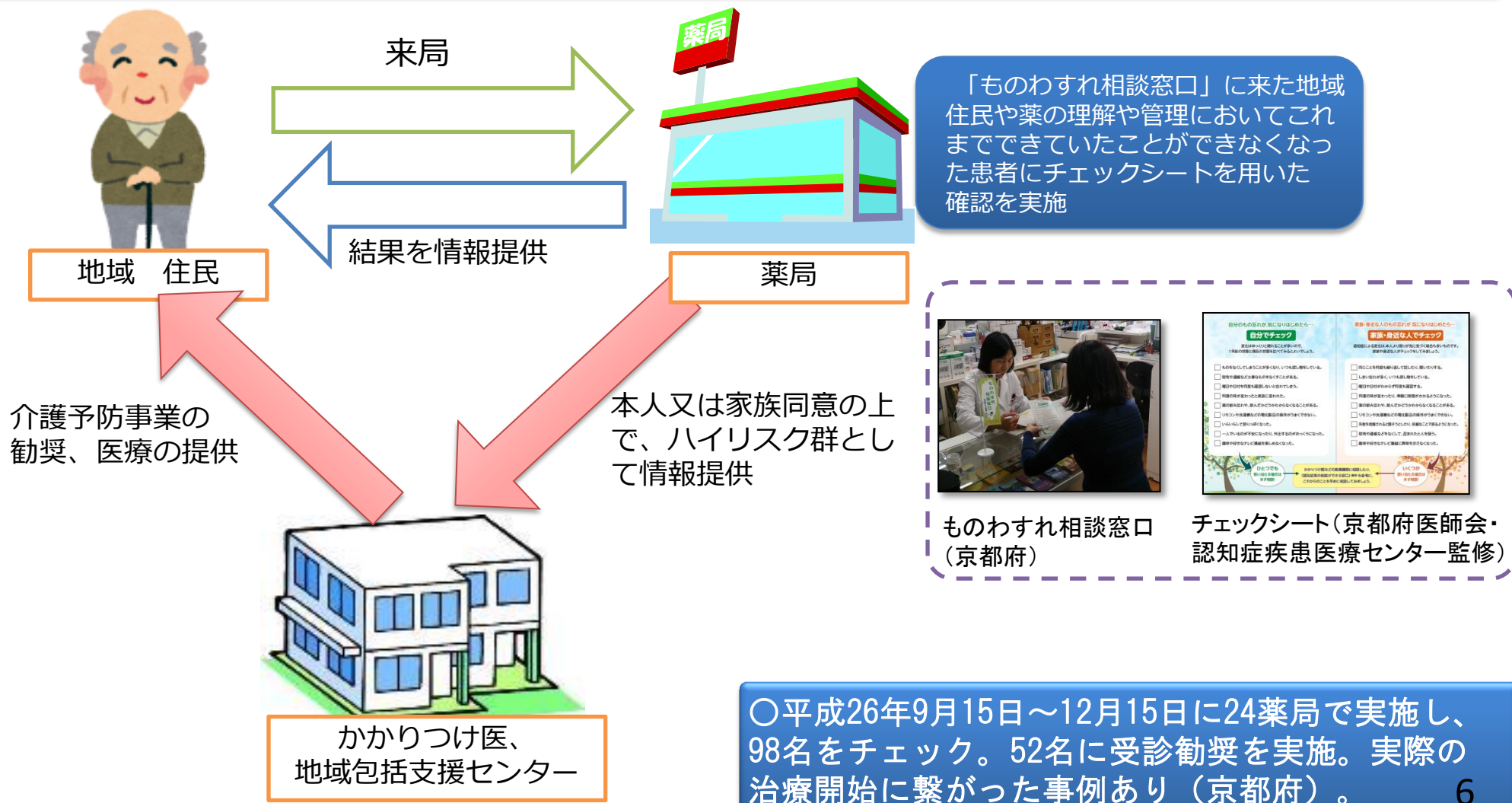
【専門職種・関係機関との連携の例】

- ・ 特定健診等の健診を受けていない相談者に対して、保険者や市区町村の相談窓口を紹介
 - ・ 相談内容から受診が必要と考えられる場合、かかりつけ医への連絡又は適切な医療機関の紹介(認知症疑いの人を早期発見した際に地域包括支援センター等を紹介するなど)
 - ・ 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、市区町村の相談窓口を紹介
 - ・ 介護サービスが必要と考えられる場合、地域包括支援センターや適切な介護事業所を紹介
- さらに、薬局・薬剤師は、地域住民の健康意識の向上に貢献するため、薬局の外での活動を含め、健康に関して積極的に情報提供を行っていくべきではないか。

薬局による健康サポートの一例

認知症の疑いのある人の早期発見へのサポート（こころの健康づくり）

○薬局に来客した方やその家族を対象に、生活機能の低下が疑われる方に対しチェックシートを用いた確認を勧め、認知症疑いの方を早期に発見し、関係機関でのフォローアップや受診勧奨につなげる。



薬局による健康サポートの一例

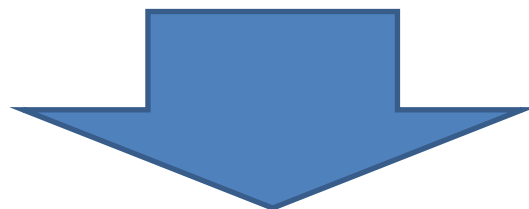
禁煙サポートの実施（喫煙）

○薬剤師が積極的に禁煙を啓発し、薬局に来客した喫煙者を対象に、禁煙プログラムを提供することで、地域における喫煙率の低下による健康増進及び地域の医療関係者等との連携を促進する。



○平成26年10月～12月のうち1ヵ月間に80薬局において、禁煙の声かけを実施し、喫煙者へ禁煙に関する説明（453人）を行い、禁煙希望者（112人）に対し、禁煙の啓発・誘導及び禁煙プログラムの提供。禁煙プログラムに基づき、受診勧奨（46人）や禁煙指導（66人）を実施（長野県）。

以上、(1)及び(2)を踏まえて、健康情報拠点薬局の定義は、次のような案が考えられるのではないか。



健康情報拠点薬局(仮称)の定義(案)

健康情報拠点薬局(仮称)とは、

- かかりつけ薬局の基本的な機能を備えた上で、
 - 要指導医薬品、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言を行うほか、
 - 地域住民のファーストアクセスの場として健康に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介するとともに、
 - 健康に関する情報提供を積極的に行う等
- 地域包括ケアの一員として、国民の病気の予防や健康づくりに貢献している薬局をいうこと。